官公需	6,907	6,715	6,310	6,365	2,002	2,217	2,146	2,110
	(3.0)	(−2.8)	(−6.0)	(0.9)	(−1.2)	(10.7)	(−3.2)	(−1.7)
	〔−10.1〕	〔 2.6〕	〔−10.8〕	〔 −6.9〕	〔−16.3〕	〔 11.3〕	〔 −6.4〕	〔 −7.3〕
外需	25,221	25,426	28,817	25,038	8,900	8,315	7,823	7,059
	(9.5)	(0.8)	(13.3)	(−13.1)	(−2.1)	(−6.6)	(−5.9)	(−9.8)
	〔 54.1〕	〔 22.4〕	〔 43.1〕	〔 7.1〕	〔 17.1〕	〔 10.6〕	〔 −3.2〕	〔−13.5〕
代理店	2,391	2,328	2,512	2,588	1,035	803	750	739
	(0.6)	(−2.7)	(7.9)	(3.0)	(23.3)	(−22.4)	(−6.6)	(−1.5)
	〔 21.9〕	〔 8.9〕	〔 12.3〕	〔 7.8〕	〔 20.8〕	〔 8.6〕	〔 −4.9〕	〔 −5.0〕

（備考）1. 季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2. 四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成22年7～9月	10～12月	23年1～3月	4～6月	23年4月	5月	6月	7月
Ⅰ 製造業計	13.2	−1.7	5.3	−0.2	−2.7	−1.4	9.3	−5.2
1食品製造業	8.0	−7.2	6.0	1.9	−7.1	18.1	−2.3	12.7
2パルプ・紙・紙加工品	−22.0	−4.3	−25.0	55.9	60.7	0.5	26.1	−37.9
3化学工業	21.4	−11.8	31.5	−10.8	−25.4	−8.3	36.0	−12.8
4石油製品・石炭製品	3.3	11.4	−4.6	−10.6	−38.6	88.6	−30.8	−17.1
5鉄鋼業	27.2	−21.6	14.7	−9.2	−29.0	−22.9	13.2	−14.5
6非鉄金属	29.4	−17.0	13.4	27.9	−13.9	97.1	8.5	−56.9
7金属製品	6.2	−13.7	27.0	8.3	5.9	10.3	−2.6	1.5
8一般機械	10.0	9.1	8.3	−13.3	−15.0	−0.7	7.5	17.0
9電気機械	2.2	3.6	16.1	1.3	−17.2	−2.4	0.9	−15.0
10情報通信機械	18.8	28.4	−30.5	20.4	14.2	28.4	−30.2	−3.4
11自動車・同付属品	−5.6	17.7	2.4	−6.7	1.3	2.9	8.9	4.5
12造船業	23.2	10.4	61.1	−65.6	−81.2	124.2	−22.7	95.2
13その他輸送用機械	38.8	−18.0	20.7	−20.0	32.4	−45.4	47.4	46.8
14精密機械	−3.3	1.9	9.6	38.2	9.7	31.5	28.2	−87.2
15「その他製造業」	−4.1	−5.7	15.2	17.1	11.8	−3.5	33.4	−47.0
Ⅱ 非製造業計	9.7	−0.4	0.6	4.0	−0.6	16.7	26.8	−23.2
16農林漁業	0.0	−4.6	6.0	12.9	17.2	12.7	−13.3	−5.5
17鉱業・採石業・砂利採取業	−10.2	32.8	3.1	13.1	1.1	68.2	8.6	−44.8
18建設業	20.4	−5.1	−0.3	27.3	1.6	41.5	−7.8	−28.2
19電力業	23.7	23.8	7.2	−7.7	4.8	140.7	15.3	−53.7
20運輸業・郵便業	−3.7	−4.6	5.8	−15.2	−27.4	−9.6	102.5	6.7
21通信業	−4.4	3.6	−0.4	−1.7	−1.4	−1.5	−0.6	9.6
22卸売業・小売業	7.3	−10.2	−3.5	−1.6	−8.7	35.8	−19.2	−0.2
23金融業・保険業	7.3	2.5	−8.1	−6.7	−32.0	−2.3	48.6	−35.7
24不動産業	39.4	−5.9	−11.0	−1.4	36.7	4.3	−27.4	95.3
25情報サービス業	−2.4	−8.1	6.9	13.9	14.4	−12.8	−4.8	26.3
26リース業	−16.6	4.6	15.8	11.9	4.5	−7.4	16.9	0.4
27「その他非製造業」	24.7	−22.6	1.6	29.4	38.6	−6.4	−2.3	−10.7

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。

2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公告

諮詢事項

工場財団

東京都千代田区神田神保町二丁目１番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所及び中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所並びに伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年９月20日

釧路地方法務局北見支局

岡山市中区桜橋二丁目１番１号**岡山ガス株式会社**の工場財団に岡山市中区桜橋一丁目1322番地岡山ガス株式会社岡山工場の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年９月20日　岡山地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年９月12日から１か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年９月20日

鹿児島地方法務局長　竹村　政男

記

氏名　勝目　　浩

所属する土地家屋調査士会　鹿児島県土地家屋調査士会

登録番号　鹿児島第1002号

事務所の所在地　鹿児島市谷山中央三丁目4661番地２

違反行為　酒気帯び運転及び自損事故

個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更の公示

社会保険労務士法施行規則（昭和43年11月28日厚生省・労働省令第１号）第１条の５第１項の規定に基づき、下記のように指定団体の住所の変更に係る届出があったので、同施行規則第１条の４第１項の規定に基づき、公示する。

平成23年９月20日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

社会保険労務士法第２条第１項第１号の６に規定する指定団体の住所の変更

社団法人日本産業カウンセラー協会

変更前

東京都港区芝大門一丁目１番35号

変更後

東京都港区新橋六丁目17番17号

埼玉県社会保険労務士会

変更前

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番４号　八千代ビル５階

変更後

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目１番１号　朝日生命浦和ビル７階

新潟県社会保険労務士会

変更前

新潟県新潟市中央区川岸町一丁目48番地８

変更後

新潟県新潟市中央区東大通二丁目３番26号